

電力会社の会計の仕組み

——資産除去債務と廃炉の会計を中心に——

宮 武 記 章

- I はじめに
- II 原子力発電施設解体引当金
- III 資産除去債務の会計
- IV 解体引当金から資産除去債務への移行
- V 廃炉の会計
- VI おわりに

I はじめに

昨今、電力会社への注目が改めて高まっている。東日本大震災以降の原発の停止と再稼働もしくは廃炉、火力発電の大幅な増加による数兆円規模でのコストの増加、電力会社のコスト増は電力料金の問題にも直結する。さらに再生可能エネルギーの固定価格買取制度（Feed-in Tariff：以下 FIT とする）の開始、電力自由化および発送電分離など重要な事項が同時並行で進んでいる。これらは、電力会社の経営を左右するほどの問題であるため、当然、財務諸表を中心とした会計情報にも注目が集まる。

しかしながら、電力会社は上場企業でありながら、会計制度において他の一般事業会社とは異なる項目が多く存在している。そのため、情報の利用者が会計に関する相応の知識を有していたとしても、簡単に理解することができない。本稿では、原発の廃炉が大きな社会問題となっていることに鑑み、原子力発電施設解体引当金、資産除去債務および廃炉の会計について仕組みと問題点を明らかにしたい。それによって情報利用者の一助となること、電力会社の会計の在り方について若干の提案をすることを意図している。

II 原子力発電施設解体引当金

電力会社では資産除去債務の会計が導入される以前から、平成元年（1989年）通商産業省令第三十号「原子力発電施設解体引当金に関する省令」によって、該当する引当金が計上されてきた¹⁾。その背景には以下のような理由がある（制度・措置検討小委員会2004、第1回資料6）²⁾。原子炉等の解体費用は、①解体費用が多額であり発電時点と廃止措置時

1) 当初は「原子炉等廃止措置引当金」であったが、平成2年（1990年）に「原子力発電施設解体引当金」へと名称が変更された。

2) 資源エネルギー庁、総合資源エネルギー調査会、電気事業部会、制度・措置検討小委員会（第1回）、

点との間に相当のタイムラグがあること、②解体が発電を行うことによって生ずる費用であること、③解体の標準工程が総合エネルギー調査会原子力部会により示され、合理的費用見積もりが可能であること等から解体時点で費用計上するのではなく、収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切であること、などである。

この省令では、事業者が原子炉本体や核燃料物質を含む特定原子力発電施設の解体に要する全費用の見積額を定め、経済産業大臣の承認を受けることを要求している（省令第2条）。積立期間は、「特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して五十年を経過する月までの期間（省令第1条5）」とされている。

具体的な積立の方法として、「対象発電事業者は、毎事業年度において、特定原子力発電施設ごとに、総見積額から前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額を当該事業年度以後の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額を原子力発電施設解体引当金として積み立てなければならない（省令第3条）。」とされている。

これは、解体費用の総見積額を発電実績に応じて積み立てる仕組み（生産高比例法）で、原子力発電所の解体に必要な費用を、原子力発電所の運転開始から停止に至るまでに生み出す想定総発電電力量に対する実際の累積発電電力量に応じて積み立てを行い、累積発電電力量が想定総発電電力量に達した時点で所要の額が全額積み立てられる（制度・措置検討小委員会2004、第1回資料6）。同小委員会の資料では計算式も示されている。想定総発電電力量は、認可出力×40年×365日×24時間×設備利用率（76%）。総見積額に90%を掛けているのは、通常の火力発電施設であれば、解体費用は解体時に計上されることから、火力発電施設の解体費用相当額を除いた額を原子力発電施設の解体に特有な費用として積立ることとしているためである。

$$\text{積立額} = \left(\text{総見積額} \times 90\% \times \frac{\text{累積発電電力量}}{\text{想定総発電電力量}} \right) - \text{前年度積立額}$$

Ⅲ 資産除去債務の会計

資産除去債務の会計は、国際会計基準もしくは国際財務報告基準（IFRS）との整合性を高めるために導入された会計基準のひとつである。企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（以下、会計基準第18号とする）および企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針第21号とする）が平成20年（2008年）3月31日に公表され、平成22年（2010年）4月1日以降に開始される事業年度から適用されている。なお、先行して適用することも認められていた。

この会計基準における資産除去債務は、次のように定義されている。「有形固定資産の

取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる（会計基準第18号3項）」。

そして資産除去債務が発生する場合、「対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する（会計基準第18号7項）」。

もちろん電力会社にも資産除去債務の会計は適用されるのであるが、原発には従来から行われていた解体引当金の計上による方法を継続することが特例として認められている。ただし、資産除去債務の計上は必要である。「特別の法令等により、有形固定資産の除去に係るサービス（除去サービス）の費消を当該有形固定資産の使用に応じて各期間で適切に費用計上する方法がある場合には、当該費用計上方法を用いることができる。ただし、この場合でも、会計基準の定めに基づき、当該有形固定資産の資産除去債務を負債に計上し、これに対応する除去費用を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える方法で資産として計上しなければならない。また、当該費用計上方法については、注記する必要がある（適用指針第21号8項）」。

具体的な会計処理については次のとおりである（会計基準第18号4項から9項を要約）。

- ①資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。
- ②資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する。
- ③ 資産除去債務はそれが発生したときに、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。
- ④資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する。
- ⑤時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定する。

IV 解体引当金から資産除去債務への移行

資産除去債務の会計基準が導入され、財務諸表に表示されたのは2011年3月期の決算からである。ここでは実際に四国電力の財務諸表から、解体引当金と資産除去債務のデータ

図表1：四国電力の解体引当金と資産除去債務（個別：単位（100万円））

	2007年3月期	2008	2009	2010	2011
	h 19年3月期	h 20	h 21	h 22	h 23
原子力発電施設解体引当金	61,298	71,424	75,246	79,305	—
資産除去債務 （前期との差額）	—	—	—	—	98,329
	—	10,126	3,822	4,059	19,024
原子力発電施設解体費	2,993	10,126	3,822	4,058	3,844

出所：四国電力の有価証券報告書から筆者が作成。

を検証する³⁾。

図表1は、四国電力の解体引当金と資産除去債務の推移である。原子力発電施設解体費が前年度の解体引当金に上乗せされていることがわかる。ただし、生産高比例法のため毎年の解体費は大きく変動している。2011年3月期には解体引当金の全額が消滅し、代わりに資産除去債務が計上された。しかし、前年の解体引当金の残高に今期の解体費をプラスしても資産除去債務の金額とは大きな差がある。資産除去債務と解体引当金が完全には同じものではないことがわかるが、この図表からはその理由を知ることができない。これを知るには、有価証券報告書に記載されている関連する情報を集めて整理しなければならない。以下は、2011年3月期の有価証券報告書から解体引当金および資産除去債務に関する情報を抜粋したものである。

【会計処理方法の変更】 p.103

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。また、これらの会計基準の適用に伴い、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）が改正されている。

当会計基準等の適用による資産除去債務の計上額は98,329百万円（うち、原子力発電施設解体引当金からの振替額は79,305百万円）であり、過年度発電分8,811百万円を特別損失に計上している。これらにより、営業利益、経常利益はそれぞれ384百万円減少し、税引前当期純利益は9,196百万円減少している。

【注記事項】（資産除去債務関係） p.111

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

3) 四国電力を対象とする理由は、所有する原子力発電所が伊方のみ（1号機から3号機）で計算構造が把握しやすいこと、東日本大震災の後に1号機の廃止を決定、3号機は再稼働しており、分析の対象として適しているからである。

イ) 当該資産除去債務の概要

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務を計上している。なお、これに対応する除去費用は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の定めに従い、解体費の総見積額を原子力発電実績に応じて費用計上する方法によっている。

ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

原子力発電設備のユニット毎に想定総発電電力量算定の基礎となる発電設備の運転期間から運転開始後の期間を差し引いた残存年数を支出までの見込期間とし、割引率2.3%を使用して算定した金額を計上している。ただし、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき原子力発電施設解体引当金として計算した金額が、上記算定による金額を上回る場合は、同省令に基づく金額を計上している。

ハ) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

会計基準適用による期首調整額(注)	95,911百万円
期中変動額	2,418百万円
期末残高	98,329百万円

(注) 原子力発電施設解体引当金からの振替額79,305百万円及び当期に特別損失に計上している8,811百万円を含む。

引当金明細表（平成22年（2010年）4月1日から平成23年（2011年）3月31日まで）

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
原子力発電施設 解体引当金	79,305	—	—	79,305	—

出所：四国電力平成22年度有価証券報告書、p.117

（摘要）

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）の適用に伴い、資産除去債務に全額振り替えている。

【主な資産及び負債の内容】②負債の部 p.119

科目	金額（百万円）	内容説明（百万円）
資産除去債務	98,329	特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）91,961 特定原子力発電施設（その他）6,367

これらの情報から、資産除去債務には直接に①従来の解体引当金を引き継いでいるもの（91,961百万円）と、②資産除去債務の会計基準の適用によって新たに計上されたもの（6,367百万円）が含まれていることがわかる。これで遂に、解体引当金を引き継いだ資産除去債務の内訳を計算し、図表1の疑問を解決することができる。上記①の資産除去債務については、新会計基準の導入による解体引当金残高の不足分と今期の積立額を解体引当金の残高にプラスすることで求めることができる。それを示したのが図表2である。新会計基準の導入によって不足分が発生した理由は、解体引当金の積立額の計算に総見積額の90%を想定していたが、100%に変更されたためである⁴⁾。

図表2 特定原子力発電施設（原子力発電施設解体引当金）の内訳

解体引当金の残高からの振替	79,305
資産除去債務導入時の特別損失	8,811
今期の解体引当金積立	3,844
合 計	91,960

出所：四国電力平成22年度有価証券報告書から筆者が作成。

V 廃炉の会計

電力会社にとって原発の停止は、非常に深刻な問題である。火力発電によって電力需要を賄うために燃料費が増大し、原発は収益を生まないのに維持費ばかりが計上される。さらに再稼働の申請には、新規制基準に対応するためのコストも必要となる。廃炉会計WG⁵⁾が設置された直前の2013年3月期において、東京電力を除いた電力会社の中で最も原発による発電の比率が高かった関西電力は、約2,730億円の当期純損失を計上している。このような状況の中、経済産業省は、廃炉に係る現行の会計制度が、廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとなっているかを検証し、必要に応じて見直しを行うことを目的として、2013年6月に廃炉会計WGの設置を公表した（廃炉会計WG 2013, p.1）。そしてこのWGは、同年9月に「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策について」（以下、2013年報告書）、2015年3月に「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」（以下、2015年報告書）という2つの報告書を公表した。

- (1) 2013年報告書「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策について」

この報告書で検討されたのは、①原子力発電設備の減価償却制度、②原子力発電施設解

4) この経緯については吉本（2013, pp.55-56）に詳しい。

5) 正式な名称は、廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ。組織の位置づけは、資源エネルギー庁、総合資源エネルギー調査会、電力・ガス事業部会、電気料金審査専門小委員会に属している。

体引当金制度である。これらの背景は以下の通りである。

①において、従来の会計処理では廃止措置段階で残存簿価は一括費用計上される。そして予期せぬ運転終了の場合には、当該費用は料金原価に算入されなかった。原子力発電所が想定より早期に運転終了した場合、未償却原価が残り、本来電気料金で回収することが認められていた費用が回収できなくなる可能性がある。

②は、原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、発電所一基毎の発電実績に応じた生産高比例法によって処理されてきた。生産高比例法の前提となる「想定総発電量」は、運転期間を40年、平均的な設備利用率を76%として算定されている。想定より早期に運転を終了した場合、解体引当金の積み立てが不足していれば、その不足額が一括費用計上される。近年、解体引当金の引き当てがほとんど進んでおらず、電気料金で回収できない多額の費用が発生した場合、円滑かつ安全な廃止措置に支障が生じるおそれがある。

（2）廃炉会計 WG による対応策

「発電と廃炉は一体の事業」と論じ、対応策として、①原子力発電設備の減価償却制度については、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備については、運転終了後もその減価償却費を料金原価に含め得るとした。該当する資産として原子炉格納容器、原子炉容器および変圧器（受電用）などが示されている（以下、廃止措置資産とする）。また、事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備についても同様の考え方に立ち、その減価償却費を料金原価に含め得ることとしている。

②原子力発電施設解体引当金制度については、原子力発電所の稼働状況にかかわらず着実に解体引当金の引当を進め、また、一定の期間における各期の引当額を平準化する観点から、定額法とすること。および引当期間については、運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた50年を原則的な引当期間とすることとされた。

（3）2013年報告書の影響

この報告書によって影響が生じるのは、原発の廃炉と解体引当金の会計処理である。特に2014年3月期に、福島第一原子力発電所の5・6号機の廃炉を決定した東京電力への影響が大きい。廃炉にした原発の簿価のうち廃止措置資産は、そのまま減価償却対象の資産とされ、廃止措置資産に該当しない発電資産のみが特別損失として計上される。金森（2016, p.177）は、「減価償却費の増加170億円というのは、廃止措置資産の減価償却である。したがって、東京電力は、福島第一原発5・6号機の廃炉に伴って、従来であれば（5・6号機の残存簿価）1,564億円の特別損失を計上しなければならないところ、196億円の特別損失と170億円の減価償却費の計上で済むことになった。それが税引前当期純利益の1,224億円の増加になったのである。」と指摘している。

他の電力各社においても、解体引当金の算出方法が生産高比例法から定額法に変更されたこと、および引当期間が延長されたことによって影響が生じている。関西電力では約96

億円の費用が計上されている。原発が停止している状態で解体引当金を積み増したため、利益を減少させる結果となっているが、この費用は総括原価に算入され、電気料金によって回収される。

(4) 2015年報告書「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」

この報告書は、廃炉会計 WG によって2015年3月に公表された。新たな報告書が求められた背景には、原子力小委員会での議論が関係している。「平成26年10月27日に行われた原子力小委員会においては、原発依存度を可能な限り低減させていく政府方針の下、財務会計上の理由から廃炉の判断が影響を受けることを回避し、事業者による廃炉の判断が適切かつ円滑に行われるよう、必要な制度措置について専門家による検討を進めるべき旨の方向性が示された（廃炉会計 WG 2015, p.2）」。

2015年報告書では、7基の原発⁶⁾が40年間の運転制限により、延長の申請もしくは廃炉の決定というタイミングであることも受けて、①料金・会計制度上の課題、②規制料金撤廃後の扱いが検討されている。

(5) 廃炉会計 WG による対応策

①料金・会計制度上の課題については、資産の残存簿価、核燃料の解体費用等、廃炉に伴って発生する費用を一括して計上するのではなく、資産計上した上で、一定期間をかけて償却・費用化することを認める会計制度が必要としている。2013年報告書では、廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備のみが資産計上の対象とされ、発電資産（タービン、発電機や核燃料など）は対象から外れていた。2015年報告書は、廃炉を決定した後も発電資産の資産計上を認めるものである。具体的には、新勘定（原子力廃止関連仮勘定）を設置し、新勘定に設備の簿価等に移し替え、その上で、廃炉作業の完遂に万全を期しながら、料金への影響を平準化するといった観点から、10年間で新勘定に移し替えられた資産を定額償却する。

②規制料金撤廃後の扱いについては、競争が進展する中においても総括原価方式の料金規制が残る送配電部門の料金（託送料金）の仕組みを利用し、費用回収が可能な制度とすることが検討されている。

(6) 2015年報告書の影響

この報告書による影響が生じるのは、2015年3月期以降に廃炉を決定した際の会計処理である。具体的には、2015年3月期に関西電力による原子力廃止関連仮勘定281億円の計上、2016年3月期に四国電力（218億円）などに見られる。関西電力の税引前当期純利益

6) ここでの7基は、日本原子力発電の敦賀1号機、関西電力の美浜1・2号機、高浜1・2号機、中国電力の島根1号機、九州電力の玄海1号機である。結果として2015年4月に高浜1・2号機を除く5基の廃炉が決定された。

(損失)は▲1,614億円であったため、一定の効果はあったとしても赤字を黒字に変えるほどの額ではなかったが、四国電力の税引前当期純利益は103億円であり、相当の効果があったといえる。有価証券報告書には次のように記載されている。

【注記事項】（重要な会計方針）

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項（四国電力有価証券報告書，p. 94）

（2）原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）については、「電気事業会計規則」により、経済産業大臣の承認に係る申請書を提出のうえ、原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することとしている。また、振り替え、又は計上した原子力廃止関連仮勘定は、同承認を受けた日以降、料金回収に応じて、原子力廃止関連仮勘定償却費により償却する。

これにより、当事業年度において、廃炉を決定した伊方発電所1号機に係る原子力発電設備等簿価12,537百万円及び原子力廃止関連費用相当額9,244百万円を対象とし、平成28年3月25日に経済産業大臣の承認に係る申請書の提出を行ったため、原子力廃止関連仮勘定に21,781百万円を振り替え、又は計上している。

VI おわりに

資産除去債務の会計は、国際的な会計基準とのコンバージェンスのために導入されたもので、会計情報の質もしくは比較可能性の向上につながることが意図されていた。しかしながら、電力会社には従来の解体引当金による積立方法を継続することが特例として認められたせいで、むしろ混乱を招いている。

解体引当金の残高は資産除去債務に引き継がれ、残高はゼロとなり財務諸表に表示されることはなくなった。しかし、原子力発電施設解体引当金に関する省令は現在も有効であり、有価証券報告書やWGの報告書に何度も登場する。また、本来、資産除去債務は将来の除去費用が負債として貸借対照表に表示されるのに対して、電力会社の資産除去債務は、実質的に引当金の積立額のままであり、実態と名称に齟齬をきたしている。特例を認めずに原則通りに処理するか、特例を認めるのなら名称も解体引当金のままとしたほうが情報利用者には良かったのではないだろうか。

福島第一原発の事故および進行中である電力システム改革によって将来の、電力業界の環境は大きく変化している。廃炉会計WGによる2つの報告書では、現行の会計制度が廃炉に必要な財務的な基盤を確保する上で適切なものとなっているかを検証する、という

意図のもと、いくつかの変更が決定された。「発電と廃炉は一体の事業」であるとして、廃止を決定した原発の発電設備を引き続き資産計上もしくは原子力廃止関連仮勘定を設けることによって、特別損失での一括計上を避け、毎期の営業費用に計上することを可能とするものであった。解体引当金についても、生産高比例法から定額法に変更し、引当期間は運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた50年へと変更された。ただし、後の財務会計WG⁷⁾によって引当期間は再び40年間とすることが適切だとされた。

これらの報告書については、すでに多くの研究者が様々な考えを述べている⁸⁾。肯定的な意見があれば批判的な意見もあるが、今回の改正は明らかに電力会社を支援するものであろう。しかしながら、この改正の対象は事故の当事者である東京電力だけではない。他の電力会社は、未曾有の事故を起こしてないにも関わらず、厳しい経営環境の中で福島原発の収束や賠償のために多額の資金を支援機構に拠出している。福島第一原発事故の以前は、政策として原発を増やすことが推奨されていたが、現在は原発の低減が求められている。民間企業である以上、一定の経営責任は問われるべきであろうが、大震災の以前に現在の状況を想定して方針を決定することは困難であり、東京電力と他の電力会社を同一に論じるべきではないと考える。

しかしながら、廃炉会計WGが設置されてから、わずかな会合で数ヵ月後には2013年報告書が公表された。さらに、報告書案に対するパブリックコメントの募集に多くの意見が寄せられたが、募集の期限から報告書が公表されるまでの期間は短く、実際にそれらの意見が反映された様子はほとんど見られない。廃炉会計WGの目的が、廃炉の会計をどう考えていくべきか、というものではなく、廃炉に必要な財務的な基盤を確保することであつたとしても、WGが結論ありきであつたとの批判は免れないだろう。

<参考文献>

金森絵里（2016）『原子力発電と会計制度』中央経済社。

企業会計基準委員会 [2008], 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」。

企業会計基準委員会 [2008], 企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」。

経済産業省（2013）「廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループを設置します」News Release（6月4日）。<http://www.meti.go.jp/press/2013/06/20130604001/20130604001.html>
<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170314005/20170314005.html>

資源エネルギー庁（2004）制度・措置検討小委員会（第1回）, 「(配布資料6) 原子力に係る既存の引当金及び拠出金制度の概要」（2004年3月8日開催）。

7) これについては、宮武（2017）に詳しい。

8) 経済産業省は2016年9月、「総合資源エネルギー調査会」の下に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」を設置した。財務会計WGは、この小委員会の議論の過程で、自由化をふまえた財務会計制度や費用負担のあり方について、具体的な措置の検討を行うために設置された。その後、財務会計WGで検討された内容を反映して、2017年2月、政策小委員会は「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」を公表している。

資源エネルギー庁（2016）「（資料 4）自由化の下での廃炉に関する会計制度について」財務会計ワーキンググループ（第 2 回2016年10月19日）。

資源エネルギー庁（2017）「中間とりまとめに対する意見募集結果について」

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system_kaikaku/pdf/005_s01_00.pdf（2017年 3 月28日閲覧）。

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ（2013）「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策について」

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ（2015）「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」

宮武記章（2017）「廃炉の会計と電力会社の財務状況」『會計』第191巻第 3 号。

吉本圭一郎（2013）「電力会社における資産除去債務会計の特徴」『日本文理大学商経学会誌』第32巻第 1・2・3 合併号。

（参照 Web）

廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/21.html#hairo_wg

電子政府の総合窓口（e-Gov），パブリックコメント（案件番号 620213008，620213008）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000400057&openerCode=1

原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=401M50000400030&openerCode=1